

1. 件名：関西電力(株) 高浜発電所に係る使用前検査の手続きに関する面談

2. 日時：令和2年6月11日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部

検査グループ 専門検査部門 担当者4名

関西電力(株) 担当者6名

5. 要旨

○関西電力(株)から、高浜発電所第1、2号機の新規制基準対応工事の設備の一部に対する事業者の実施する適合性確認検査の方法について資料に基づき説明を受けた。

- ・第3、4号機の特定重大事故等対処施設において、第1、2号機の設備の一部に対しても検査を実施することとしており、第2号機での当該設備の工事完了後に、第3、4号機としてその検査を行う計画としていた。
- ・現在、第2号機の当該設備の工事が完了する時期が第3、4号機の工事の完了時期より遅れる可能性がある。
- ・その場合には、計画していた実際の設備に対する検査ができないことから、2号機に係る文書や図面等の確認をもって、第3、4号機の適合性確認検査としたい。

○原子力規制庁は関西電力(株)に対して、工事が終わらない場合の使用前検査の合格処分は過去に例がなく、上記説明内容の妥当性等について検討するが、専門検査部門だけでその可否を判断できるものではないので、取扱いについては審査部門にも状況を説明するよう求めた。

6. その他

提出資料

資料：高浜3、4号機特重施設の使用前検査における高浜2号機設備の取扱いについて

- ※ 出席者の氏名及び提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上